

総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ③

(令和 6 年 2 月 1 日)

検討項目

主査 山野目章夫

1 論点

総合的な権利擁護支援策の検討に関すること

2 検討事項（第二期基本計画抜粋）

- 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。（P 9）
- その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。（P 9）
- 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人々が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。（P 9）
- 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めるここと、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。（P 9）
- （寄付等）各地域（例えば、都道府県単位）で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。（P 10）
- サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けることは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようなしきみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。（P 10）
- 国は、このような事案（支援困難事案）を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。（P 10）
- 国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人々への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画でき

る方策を検討する。(P12)

- 国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する。(P12)

3 今回の検討項目

- 生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開される方策（意思決定支援、運営の透明性や信頼性、地域連携ネットワーク等との連携の確保）
- その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。(P9)

(参考) 検討スケジュール等（案）

<令和4年度>

- 第1回ワーキング・グループ（令和5年1月16日）

- ・モデル事業全体概要報告
- ・モデル事業参加自治体報告（令和4年度実施自治体）

<令和5年度>

- 第2回ワーキング・グループ（令和5年6月27日）

- ・モデル事業全体概要報告
- ・モデル事業参加自治体報告（令和4年度から継続実施自治体）

- 第3回ワーキング・グループ（令和6年2月1日）

- ・モデル事業全体概要報告
- ・モデル事業参加自治体報告（令和5年度から新規実施自治体）

<令和6年度>

- ・中間検証